

学位申請論文
審査報告書

2024年2月27日

関西福祉科学大学
学長 津田耕一様

学位申請論文審査委員会

主査 教授 畠中宗一

副査 教授 安井理夫

副査 教授 津田耕一

下記の通り、提出された学位申請論文の審査結果を報告いたします。

記

学位申請論文提出者 今井 慶宗

学位申請論文題目 『戦争犠牲者に対する援護に関する研究－中国残留邦人等、戦傷病者・戦没者遺族、外国人労働者への支援の比較を通して－』

学位申請論文受理年月日 2023年12月18日

1. 学位申請論文の内容要旨

多くのソーシャルワークに関する研究が、現在の課題に焦点を当てているのに対して、本研究は、過去に焦点を当てている。この焦点の当て方に違和感を持つ立場もあるが、過去の出来事に向き合い、そのプロセスを検証することで、当時の対応の妥当性を評価することにも繋がる。これは、歴史的事実の検証でもあれば、さまざまな制約のなかで政策を遂行する主体が、支援をどのように考えているか、あるいはいたかを明らかにすることにも繋がる。本研究は、中国残留邦人等の援護を戦傷病者・戦没者遺族や外国人労働者支援との対比を通して、その特徴を明らかにしようとしたものである。

論文は、序章、第1章から第4章、終章から構成される。

序章は、本研究の背景、問題意識、目的である。

第1章は、中国残留邦人に対する相談援助活動の歴史的展開と現状である。第1節では自立指導員（旧・引揚者生活指導員）・自立支援通訳・就労相談員の意義について、第2節では大阪市を例としての公募事業について、第3節では中国残留邦人に対する相談援助活

動の施策・支援事業の概要について、第4節では国会における議論（質問答弁）が、下記の16の視点から整理・考察されている。すなわち、1. 引揚者生活指導員の 신설、2. 業務内容、3. 言葉の指導、4. 派遣回数・年限とその増加・延長、5. 弾力条項、6. 相談援助における職業訓練校・職業安定所との協力、7. 費用負担・予算、8. 相談員の体制、9. 身元引受人との役割分担、10. 業務の実態、11. 自立指導員への名称変更、12. 就労相談員・職業相談員、13. 自立支援通訳、14. 中国帰国者支援・交流センター、15. 帰国者の生活状況について 平成15年度中国帰国者生活実態調査から、16. その他が、それである。本章では、残留邦人の帰国後の生活全体を通して考えるとき、従前から置かれている自立指導員・自立支援通訳に関する質問答弁は多い。しかし、現在の支援給付に移行した後に置かれている支援・相談員に関する質問答弁はほとんど見られないことである。これは、残留邦人による国に対する裁判を通して、現在の支援給付が手厚くなり、過去に問題とされていたことの多くが緩和されたこと、当事者とりわけ1世が高齢化し国会議員への働きかけが難しくなっていることが考えられる。現実の支援体制を見ると、例えば大阪市では、自立指導員から支援・相談員に主力が移りつつあるが、その充実策についてあまり取り上げられていない。これは、問題の解決というよりは自然消滅と言った方がよく、問題の根本的解決を図り、今後の同種の事象に備えるという意味では不十分な解消方法である。中国残留邦人等は言葉や生活習慣の問題が生じ特別な支援を必要としている。また高齢期の孤立という問題が顕著になりつつある。中国残留邦人等の支援は、言葉の習得や生活習慣を身に付けることにより社会生活に適用させようという観点で制度が組み立てられ、社会福祉の観点が十分ではなかった。ソーシャルワークを基盤にした対応が重要であり、充実させていくことが重要である。

第2章は、中国残留邦人実態調査（インタビュー調査）である。中国残留邦人に対する相談援助活動について、以下の7回にわたりインタビュー調査が行われた。すなわち、i) 令和4年5月20日 大阪YWCA Y氏・B氏、ii) 令和4年7月1日 大阪YWCA B氏、iii) 令和4年8月20日 大阪YWCA利用者S氏、iv) 令和4年4月22日 大阪中国帰国者センターN氏、v) 令和4年6月22日 大阪中国帰国者センターN氏、vi) 令和4年10月12日 大阪中国帰国者センター利用者5人及びN氏、vii) 令和4年9月6日大阪市福祉局生活福祉部保護課担当係長H氏。

インタビューした人たちは1世・2世とも高齢者であった。高齢期になって、日本の社会福祉システムに適応できにくいことが窺える。特別養護老人ホームなど高齢者の居住施設を帰国者向けに作ってほしいという要望や地域の民生委員ではなく支援・相談員に相談している状況を聞くなどし、帰国者の生活状況を十分把握し意思疎通が可能な人による支援を求めている。自立支援通訳が医療機関職員などとの間で症状を説明したり療養上の注意事項を伝えることが重要になっている。したがって、ソーシャルワークの視点を持った人の対応が必要である。

本章のインタビューについては、日本語・中国語を併用しつつ行なわれた。また中国語に

については通訳を交えて行なわれた。これら制約のため逐語的な分析手法を用いることには制約があったが、整理・要約した内容からも傾向を読み取ることはできる。また「テキストマイニング」を用い「共起キーワード」による分析が行われ、各回のインタビューにおいてトピックとなる1から3程度の話題を中心に、そこで登場する関連語句に強い関係性（連結）がみられたが、それは常識を超えるものではなかった。インタビューを開始した当初は自立指導員について現在の活動を詳しく質問することを狙いとしていたが、実際には、支援・相談員や自立支援通訳に関する話題が多く登場した。「共起キーワード」にもそのことが反映していて、「自立」「支援」「相談」など支援・相談員や自立支援通訳に関連する語句が多く登場し、それら同士の結びつきが強く見られる。

第3章は、戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員による相談活動である。本章では、中国残留邦人に対する相談援助活動と対比するため、戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員による相談活動について国会における政府答弁を中心に議論を整理しつつ、考察が行われた。戦争犠牲者援護の拡大とその限界、戦傷病者相談員制度の創設、戦傷病者相談員の拡充、相談員の手当額・人員、戦没者遺族相談員制度、戦傷病者遺族相談員の業務内容、傷痍軍人会との関係、相談対象者の数、選考基準、秘密の保持・人格の尊重、幕引きの各節からなる。

戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員による援護と相談援助活動を考えたとき以下の特徴がある。1つ目は戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員が創設されたのが戦後20年以上経過してからであるということである。相談援助活動は、本来、戦後早急な対応が必要であった。当事者の思いと国による施策のズレがみられる。行政機関同士の折衝や傷痍軍人会をはじめとする利害関係者間の調整に時間を要している。相談員制度を設けると相談員の手当など国の財政上の支出が増加するということから設置が遅れた事情も窺える。また、相談援助活動のうち大きな割合を占めるのが軍人恩給の手続きの支援であるが、軍人恩給など経済的な援助は連合国軍の禁止により講和・占領終結後の昭和28年まで再開できなかったという背景もある。今後、同様な事象が生じたときに迅速に相談援助活動が開始できるように準備しておくことが必要である。但し、戦後の占領中の連合国軍側の施策によって軍人恩給が支給できなかったように制度的な問題が生じる可能性も高い。そのため相談援助活動について制度に依拠することは限界があることを理解しつつ、可能性を追求することが重要である。2つ目はこれら相談員制度の議論の中心となっているのは相談員の手当額や身分保障（勤務体系）である。とりわけ戦傷病者や戦没者遺族の相談員の手当が極めて低額であるということである。民生委員など歴史が長いものとの比較などが理由とされてきたが、財政上の理由も大きいと考えられる。中国残留邦人等の場合の自立指導員や支援・相談員に比し、戦傷病者や戦没者遺族の相談員は報酬が極めて低廉で、報酬とも言い難い金額になっていることが問題となっている。しかし、この金額の増額について近年では国会でほとんど取り上げられることもない。戦没者遺族については、厚生大臣が「遺家族の方は、ほんとうに兄弟のような気持ちで互いいたわり合っておる。そうした中の相談員である」と発言しているように、情の部分が大きく取り上げられつつ、そこに公的な相談員としての肩書を付与しよ

うとする意図が明確にされている。そのため、謝金も低廉なままに推移しているという傾向がみられる。3つ目は、近年、これら相談員制度について制度の終了を図ることもやむを得ないという方向性がみられる。当事者の高齢化の進行に伴い対象者がいなくなることが原因である。今後の社会情勢の変化に伴い再び終戦後のような事態が起きることがあり、戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員に相当するものを設置しなければならなくなったとき、できるだけ早い時点から設置して相談援助活動を行うことが必要と考えられる。国家と雇用関係やそれに類する関係にあった者に対して補償ないし経済的援助などを行うことは当然求められる。しかし、それが困難な情勢下においても相談援助活動は極めて低廉な費用で進めることが可能であるのは、戦後の歴史が示している。

第4章は、相談援助活動の在り方である。本章では、中国残留邦人等と戦傷病者・戦没者遺族、さらにそれらと比較するため、わが国に定住している異文化を背景とする人々としての外国人労働者について、その相談援助活動の中心となる生活の場面で生じるアイデンティティや生活習慣の相違から生じる課題が考察された。外国人は日本国民とは国籍や在留資格など法令上の扱いが異なるだけでなく、生活習慣や就労・就学面でもかなりの差異がある。制度面では日本人とは別扱いとなるものが多く、サービスの対象から排除されているものもある。外国人の文化の核となるアイデンティティがあり、それに基づく言葉が用いられ、日本での生活においてもその文化が保持される。そしてそのアイデンティティによりコミュニティが形成され、仲間同士の付き合いがあり、仕事や就学により日々の生活が送られている。いわば外縁にそれらを支える制度があり、住宅・医療・生活費補助のサービスや就労支援が行われる。相談支援は主として制度（住居、医療費、生活費、就労）の面に対して行われるが、より深い援助のためには、例えば、仕事・コミュニティ・就学・治療・付き合いに対する理解とそこへの介入が必要になることもある。仕事や就学については入職・入学させるということに留まらず、入職・入学後も文化が異なる中で当事者と周囲が相互に理解し協力できるように継続的なかわりが必要となる。コミュニティをはじめとする人との付き合いでは、言葉による意思疎通はもちろんのこと生活習慣の相違を踏まえて理解が増進するようにしなければならない。

戦傷病者・戦没者遺族は、通常は、日本人として有するアイデンティティが揺らぐことはないと考えられる。日本語や日本での生活習慣に困ることはないので、仕事、コミュニティ、就学、付き合いでの支援の必要性は小さい。相談員は制度の利用を促進すべく、分かりやすく紹介や解説をしたり、当事者が利用を希望するサービス等について取り次ぎを行うことが主となる。中国残留邦人は、法的に完全に日本人であるから日本の各種の制度からは法的には排除されていない。しかし、制度面では同一でも、実際に日本人として生活するうえで困難を抱えている。コミュニケーションに困難があるケースが多く、日本の生活習慣に馴染んでいないため、実際の生活上で困難が多い。そのため、仕事、コミュニティ、就学、医療、付き合いでの支援の必要性は大きい。また、中国残留孤児であった者の場合には日本人としてのアイデンティティが希薄なケースもある。一方で、中国残留邦人や樺太残留邦人の場合

には日本人としてのアイデンティティは一定程度保たれている場合がほとんどである。

本研究で取り上げている外国人労働者は平成初期ころから増加している。それに伴い生活上の問題も多々発生しているが、外国人労働者に対する支援は、まだ民間の活動が中心である。自治体による支援制度が少しずつ作られている段階である。外国人労働者の生活支援は経済面は少なく、相談や身の回りの支援が多い。中国残留邦人等や戦傷病者・戦没者遺族の援護よりも開始年代が遅い。その分だけソーシャルワークが必要でありそれを活用しなければならぬという意識は進んでいる。しかし、ソーシャルワークの視点があったとしても活用すべき社会資源が乏しい。また、実際に援助するに際して、日本語が不自由で支援が届きにくいという問題点もある。

終章は、支援の方向と今後の課題である。戦争犠牲者の公的な支援は、軍人・軍属など国（ないし公法人）と直接の雇用関係（召集・徴用を含む）のあるケースから始まっている。続いて実態として政府・軍の傘下にあった人たちへの支援が登場する。次いで、中国残留邦人等など実質的にも政府と雇用関係や雇用類似関係にあったわけではないが、戦争終結前や戦後の特殊な事情から支援が必要とされ、その仕組みが作られたグループがある。

戦争犠牲者については時期の違いはあってもいずれ幕引き（終了）を迎えることは確かである。幕引きについても、範囲が拡大していったのと概ね同じ順になると考えられる。中国残留邦人等の場合は、1世・2世に引き続き3世・4世以降への支援も当分の間必要である。今後とも支援のための経済的援助をはじめとする制度面の充実が必要なことは大前提である。しかし、それだけでは十分ではない。中国残留邦人等や戦傷病者・戦没者遺族の援護に関して欠落していたのはソーシャルワークの視点であったことが本研究から見えてきた。制度が存在しても、それを実際に活用することが困難な人々もいる。より適切な方法で支援策を当てはめることが必要なケースもある。これらのことを念頭に、制度自体にソーシャルワークの視点を織り込むべきである。これまでの事実を検証し整理することは、今後、仮に同様の事象が生じたときに問題が起こらないようにする予防的な取り組みのため、あるいは問題軽減の取り組みの枠組み作りという意味でも大切である。

支援内容が拡大してきた経緯について、いくつかの共通傾向がみられる。戦傷病者・戦没者も中国残留邦人等も、民間による支援活動がみられる。これが後に、相談業務について国などによる一定の身分の付与がなされる元となる。相談員による相談援助活動は単独に設けられているわけではない。国等による経済支援など生活の基盤づくりが行われる。そしてその円滑な導入・実施や実効性を高めるための方策として相談員による相談援助活動がなされる。外国人労働者の場合は、現時点で、民間による支援活動が活発化している途中にある。経済面を含めた生活基盤の確立のための支援やそれに実効性をもたせるための相談援助活動が続くならば、戦傷病者・戦没者や中国残留邦人等に近い発展過程をたどっていると考えられる。

本研究は、中国残留邦人等に対する相談援助活動あるいは戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員による相談援助活動を通じて戦争犠牲者援護における相談員制度とその相談活動を中

心に、制度がどのようになっているか、制度と実際の運用との乖離、当事者から求められている施策を整理する中で、戦後、長い間にわたって、ソーシャルワークの視点が欠落していて、それが効果的な援護に結びついていないことを提示している。

これらは、過去の事象としての戦争犠牲者援護だけではなく、今後ありうるかもしれない有事（戦争や事変に限らない）やその後の復興過程でのソーシャルワークを含む援護活動のあり方の視点となり、備えられるべきものである。さらには、外国における戦争や事変から避難してきた人に対しては、日本における先の大戦の処理業務としての相談援助活動が応用可能である。また、外国人労働者は今後当然増加が予測され、日本人との文化的な差異も中国残留邦人等に比し大きい。相談員等による相談援助活動で生じている課題は外国人労働者やその家族に対する相談支援活動を検討する切り口となりうる。

言葉の指導についてはこれまで外国語の話者に日本語を教えるという活動がなされてきた。日本における生活を円滑に行うという意味で必要なことである。日本においては、異文化の人を同化させようとする圧力が強くなりがちである。しかし、共存のためにはその人自身の文化を尊重することが必要である。近隣や職場に受け入れられるように、支援者も理解を促進するための交流や学習の機会をつくることが求められる。日本における日常生活を営む上で日本語の習得は欠くことができないが、一方で来日前の言語や文化も保持し、家族内でのコミュニケーションを促進する方策も考えられなければならない。外国人労働者と中国残留邦人等に関しては、外国にルーツを持つ人や中国残留邦人のマージナル（境界）性が考慮されなければならない。この人たちは、どちらの国にも与しているがどちらの国にも与していないという感情を強く抱いている。特に中国残留邦人は法律上は日本人として扱われるが、周囲の目や差別など日本人として生きることを拒む壁も存在するのである。一人の人間の中の「多文化」という視点の必要性を考慮しなければならない。但し、外国人労働者の場合は出身国や言語が一定しないので一律の対応が困難である。その一方で、出身国・地域ごとのコミュニティが形成される傾向にある。コミュニティを媒介として社会福祉や医療・就学などに関する情報を提供し生活支援を行うことも効果的である。

相談援助活動は早期に始めることが効果的である。外国にルーツを持つ人について、言葉の習得や日本での生活習慣の獲得により就労が可能となるようすること、さらに少し長期的な視点で考えれば子弟が就労可能な知識技能を身に付けるよう就学を促す援助は、当事者の自立にもつながる。

中国残留邦人等や戦傷病者・戦没者遺族の援護が拡大していったのは昭和40年代から昭和50年代にかけてである。この時代にソーシャルワークの視点を持った援護が必要であるという考え方は、乏しかった。中国残留邦人等に関しても永住帰国援護、定着・自立援護のほか、老齢基礎年金等の満額支給、老齢基礎年金等を補完する支援給付その他経済的支援が行われている。しかし、それらについて、十分な制度利用や円滑な受給を可能とするためにはソーシャルワークが必要であるが、制度設計や運用上ソーシャルワークの視点が十分ではなかった。

言葉の壁や生活習慣の相違から生じる生活の困難の解消は容易ではなく、数世代にわたる長期の支援が必要となる。中国残留邦人等の場合は、自分たちの文化に対応してもらえる老人ホームの設置を望んでいる。外国人労働者の場合、高齢化はあまり表面化していない。しかし、定住する年数が長くなると必然的に高齢化の問題が生じ、医療・介護に関する相談や通訳の必要性が高くなる。また、子どもの教育に関する問題は、来日した当事者の子どもについては問題が見えやすいが、孫・曾孫などにも目に見えにくい形で生じるので、長期的な支援と対策が必要である。特に中国残留邦人は法律上は日本人として扱われるが、周囲の目や差別など日本人として生きることを拒む壁も存在する。一人の人間の中の「多文化」という視点の必要性を考慮しなければならない。

社会の主流の価値観ないし日本人の標準形に違和感を持ちながら生きているさまざまな日本人がいる。中国残留邦人が日中両国にわたる独自の文化を有し日本社会に馴染みにくいということも、日本の中における様々な文化・価値観を持つ人たちの援助と共通点を持っている。多様性を尊重するという点では、その一類型とも考えられる。

今後とも支援のための経済的援助をはじめとする制度面の充実が必要なことは大前提であるが、それだけでは十分ではない。制度が存在しても、それを実際に活用することが困難な人々もいることを念頭に、制度自体にソーシャルワークの視点を織り込むべきである。わが国の終戦のように事象によっては、準備していたことが活用できなくなることもあるが、事前準備自体はしておくべきである。後世において類似の事象が生じたときの手掛かりとなるように整理しておくことが大切である。

2. 学位申請論文審査結果の要旨

多くのソーシャルワークに関する研究が、現在の課題に焦点を当てているのに対して、本研究は、過去に焦点を当てている。過去の出来事に向き合い、そのプロセスを検証することで、当時の対応の妥当性を評価することにも繋がる。これは、歴史的事実の検証でもあれば、さまざまな制約のなかで政策を遂行する主体が、支援をどのように考えているか、あるいはいたかを明らかにすることにも繋がる。

本研究は、中国残留邦人等の援護を戦傷病者・戦没者遺族や外国人労働者支援との対比を通して、その特徴を明らかにしようとしたものである。本論文の特徴は、第一に、過去の出来事に焦点を当て、そのプロセスを検証し、当時の対応の妥当性を評価しようとしたことである。第二に、戦傷病者・戦没者遺族や外国人労働者支援との比較という視点から、課題の可視化を試みたことである。第一の特徴については、国会における議事録を検索システムにより事実を掘り起こし、そこから見えてきたものに政策主体がどのように対応してきたかが明らかとなり、間接的に行政的手法の限界を読み取ることもできる。例えば、戦傷病者相談員・戦没者遺族相談員が創設されたのは戦後20年以上経過してからである。相談援助活動は、本来、戦後早急な対応が必要であった。ここには、当事者の思いと国による施策のズレがみられる。行政機関同士の折衝や傷痍軍人会をはじめとする利害関係者間の調整に

時間を要していること。相談員制度を設けると相談員の手当など国の財政上の支出が増加するということから設置が遅れた事情も窺える。また、相談援助活動のうち大きな割合を占めるのが軍人恩給の手続きの支援であるが、軍人恩給など経済的な援助は連合国軍の禁止により講和・占領終結後の昭和28年まで再開できなかつたという背景もある。これら多様な要因によって早急な対応が遅れたと理解することはできる。しかし、それだけの問題であろうか。この空白の20年間に欠落していたのは、ソーシャルワークの視点ではなかつたか。そのことが、第二の特徴である比較論からも導かれている。

また相談員制度の議論の中心となっているのは相談員の手当額や身分保障（勤務体系）である。とりわけ戦傷病者や戦没者遺族の相談員の手当が極めて低額であるということである。中国残留邦人等の場合の自立指導員や支援・相談員に比し、戦傷病者や戦没者遺族の相談員は報酬が極めて低廉で、報酬とも言い難い金額になっていることが問題となっている。これに関しては、国会における質疑答弁が、手当額に収斂していること自体不毛である。ソーシャルワークの視点からの質疑答弁が、不在であることを間接的に証明している。

今井氏の関心は、歴史的事実を資料に基づき事実を可視化し、その評価を通して、今後起こるかもしれない現実への準備にある。戦争や自然災害で多くの犠牲者が出る。これを記憶に残すという行為は、語り部という手法が定着している。今井氏の関心は、過去の出来事を過去の出来事として忘却させるのではなく、記録に残された事実に取り、そこから明日のための処方箋を導こうとするところに今井氏のこだわりを感じる。もちろんその認識は、重要である。審査と言う観点からは、その処方箋がより具体的に記述されればよかつたのではないかと思料する。

3. 最終試験結果の要旨

博士課程として必要な専攻科目、臨床福祉学ならびに提出論文を中心として口述試験を行った結果、おおむね優秀な成績で、広範な専門知識を有することを認めた。

4. 公聴会の日時

2024年2月27日

5. 審査委員会の所見

審査委員会は、審査結果の要旨を確認し、追加の意見として、調査が今井氏の思惑通りにいかなかったことは残念であるが、もう少し洗練した調査を試みるべきではなかつたか、また有事やその後の復興過程でのソーシャルワークを含む援護活動のあり方の視点とあるが、それを具体的に記述することで、本研究の意義が高まるのではないかと、等が出された。これらの指摘は、妥当であるが、それらは、今井氏の今後の課題として精進を期待したい。

以上より審査委員会は、本論文が、博士（臨床福祉学）の授与に値すると判断した。